Ⅱ　建築関係手数料

○新潟県柏崎市手数料条例（抄）

平成１１年１２月１６日条例第３２号

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２７条及び行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本市が徴収する手数料については、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

（手数料の名称、額等）

第２条　徴収する手数料の名称、額等は、別表のとおりとする。

２　公簿、公文書若しくは図面の謄本又は抄本の交付及び閲覧は、市長が公衆に示しても支障がないと認めたものに限る。

３　手数料は、別表に定めがあるもののほか、１申請又は１請求を１件としてこれを徴収する。ただし、次に掲げる手数料の徴収については、この限りでない。

⑴　複数の事項を一括して申請又は請求があったときは、各事項ごとに１件とする。

⑵　同一事項について２通以上の申請又は請求があったときは、１通を１件とする。

⑶　数人を列記し、おのおのその者に対して証明するときは、１人を１件とする。

⑷　その他市長が特に必要と認める場合は、別に定める方法による。

（徴収の時期）

第３条　手数料は、申請又は請求のときに徴収する。

（手数料の還付）

第４条　既納の手数料は、還付しない。

（郵便による請求）

第５条　郵便で請求するときは、手数料のほか、郵便料に相当する額を納めなければならない。

（手数料の減免）

第６条　次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。

⑴　法令の規定により取り扱うもの

⑵　国又は地方公共団体から事務上の必要により請求があったとき。

⑶　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定により保護を受けている者から手数料免除の申請があったとき。

⑷　公的年金等受給権者から戸籍又は住民票に関する記載事項証明の請求があったとき。

⑸　その他市長が免除を必要と認めたとき。

２　前項に定めるもののほか、市長が必要と認めるものについては、減額することができる。

（過料）

第７条　詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成１２年６月２０日条例第４２号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新潟県柏崎市手数料条例の規定は、平成１２年６月１日から適用する。

附　則（平成１２年９月１８日条例第４７号）

この条例は、平成１２年１０月１日から施行する。

附　則（平成１３年１２月２０日条例第３０号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年１２月２０日条例第３５号）

この条例中別表（２）の表第４号から第７号までの改正規定は平成１４年３月２日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

附　則（平成１４年３月２２日条例第１６号）

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年１２月１９日条例第３１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年１２月１９日条例第３５号）

この条例は、平成１５年１月１日から施行する。

附　則（平成１５年３月２０日条例第７号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１５年６月２３日条例第２７号）

この条例は、平成１５年８月２５日から施行する。

附　則（平成１５年１２月１８日条例第５６号）

この条例は、平成１５年１２月１９日から施行する。

附　則（平成１６年３月２２日条例第１４号）

この条例は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年１月１３日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１７年３月２２日条例第４７号）

この条例は、平成１７年５月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月２２日条例第６５号）

この条例は、平成１７年５月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月２３日条例第１１号）

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年１０月３１日条例第５９号）

この条例は、平成１８年１１月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２２日条例第１７号）

この条例は、建築物の安全性の確保を図るため建築基準法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第９２号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表（３）建築基準法関係第７項の改正規定及び（６）の表を（７）の表とし、（５）の表を（６）の表とし、（４）の表を（５）の表とし、（３）の表を（４）の表とし、（２）の表を（３）の表とし、（１）の表を（２）の表とし、同表の前に１表を加える改正規定は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年９月２８日条例第４４号）

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第１９号）の施行の日から施行する。

附　則（平成２０年３月２１日条例第１１号）

この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成１９年法律第７５号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表（３）市民生活部関

係の表第７号から第１０号までの改正規定は、戸籍法の一部を改正する法律（平成１９年法律第３５号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則（平成２０年４月３０日条例第２８号）

この条例は、平成２０年５月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月２５日条例第１０号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年６月８日条例第２４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年９月１７日条例第４０号）

この条例は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月２２日条例第１０号）

この条例は、平成２４年７月９日から施行する。

附　則（平成２４年３月２２日条例第１３号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年１２月２１日条例第６６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年２月２７日条例第３号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２５日条例第３１号）

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月２５日条例第１３号）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２７年６月１日から施行する。

附　則（平成２７年４月２２日条例第４０号）

この条例は、平成２７年５月２９日から施行する。

附　則（平成２７年９月２５日条例第４９号）

この条例は、平成２７年１０月５日から施行する。ただし、別表第２号の表６の項の改正規定は、平成２８年１月１日から施行する。

附　則（平成２８年２月２６日条例第２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（不服申立てに係る経過措置）

２　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた請求に係る行政庁の不作為に係るものについては、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

附　則（平成２８年３月２５日条例第２６号）

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２３日条例第１６号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月２２日条例第１１号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年９月２１日条例第４７号）

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成３０年法律第６７号）第１条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則（令和元年６月２５日条例第９号）

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成３０年法律第６７号）第２条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和元年９月２４日条例第２０号）

この条例は、令和元年１０月１日から施行する。